

令和7年度第1回大崎町農業委員会定例総会議事録

議事日時

日 時 令和7年4月22日(火) 午前9時

場 所 鹿児島県農業共済組合大崎出張所 2階会議室

出席者 【農業委員】

2番 ○○委員, 3番 ○○委員, 4番 ○○委員 5番 ○○委員
6番 ○○委員, 7番 ○○委員, 8番 ○○委員, 9番 ○○委員
10番 ○○委員, 11番 ○○委員

【最適化推進委員】

1番 ○○委員, 3番 ○○委員, 4番 ○○委員, 5番 ○○委員
6番 ○○委員, 7番 ○○委員, 8番 ○○委員, 9番 ○○委員
10番 ○○委員, 11番 ○○委員, 12番 ○○委員

計 21 名

事務局 ○○○○, ○○○○, ○○○○, ○○○○

開 会 会長あいさつ及び経過報告

3/25(火) 第107回通常総会・令和6年度農地利用最適化推進検討会
(鹿児島市)

3/27(木) 大崎町環境審議会

4/10(木) 4月定例常設審議委員会(鹿児島市)

4/15(火) 大崎町畜産品評会

- 開 議 第1. 会議録署名委員の指名(2番 ○○○○委員, 4番 ○○○○委員)
第2. 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
第3. 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
第4. 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
第5. 議案第4号 非農地証明願による申請について
第6. 議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について
第7. 議案第6号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について
第8. 議案第7号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の指名について

その他

開 議

事務局長 ただ今から令和7年度第1回大崎町農業委員会定例総会を開会いたします。会長からあいさつと経過報告を申し上げます。

会 長 おはようございます。令和7年度の第1回農業委員会定例総会になります。本年4月の人事異動により、事務局職員2名が増員され、農林振興課から農地中間管理事業業務が委任されました。このことに伴いまして、農業委員、推進委員の皆様

お願いする案件も出てくると思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。
私たち農業委員、推進委員は、地域計画の更なる実現を目指し、最適化活動の目標達成に向けて、点検、評価し、その結果を公表することが定められております。後ほど説明がございしますが、鹿児島市の一期一会のアンケート調査が、リレーションシップ活動アンケートと名称を変え、より細やかな聞き取りが求められる様になりました。農家の方々から、より具体的な回答をいただく事が地域計画への実現に近づける事になりますので、よろしくお願いいたします。先日の現地調査の帰り道、田植えの状況を見てまいりました。畦なども綺麗に整理され稲も緑豊かに根付いており、これまでの農家の方々の惜しみない努力と愛情を感じながら、豊作を願うばかりでした。それでは経過報告をいたします。3月25日 第107回通常総会・令和6年度農地利用適正化推進検討会（鹿児島市）、3月27日 大崎町環境審議会、4月10日 4月定例常設審議委員会（鹿児島市）、4月15日 大崎町畜産品評会、以上の会に出席して参りました。それでは会議に入ります。まず会議録署名委員の指名を行います。2番〇〇〇〇委員、4番〇〇〇〇委員にお願いします。本日は、議案第1号から議案第7号までを議題といたします。開けていただきまして、1ページ総会審議内訳表です。許可区分・申請件数のみ読み上げます。3条2件、4条1件、5条1件、非農地1件、農地バンク法による農地中間管理権の設定37件、合計42件でございます。2ページ、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。3ページ、審議番号1番の調査報告を〇〇委員お願いします。

〇〇委員 第3条申請、審議番号1番について調査結果を報告をいたします。まずは申請人についてです。渡し人は、〇〇〇の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇〇〇の〇〇〇〇 〇〇〇〇で認定農業者であり、農地所有適格法人です。主な経営作物は、ねぎ、大根、甘藷です。申請地は、永吉字大乘堀〇〇〇〇 畑 外1筆 1,274㎡です。申請理由は、譲渡人の要望により、譲受人が経営規模拡大をするものです。次に調査内容についてご報告します。1号、全部効率利用要件です。農作業従事者は、役員3名、従業員44名の47名です。農作業技術力は、会社設立から22年とあります。機械保有は、トラクター18台、トラック10台と十分です。通作距離は、会社から4km、車で約8分です。4号、農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号、地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますとの事でした。また法3条第3項、農地所有適格法人以外の法人の場合ですが、譲受人は農地所有適格法人なので該当しません。以上のことから、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号1番について、何かご質問はありませんか。
委 員 なし。
議 長 なしということであります。審議番号1番について許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。
委 員 （挙手）
議 長 挙手多数。よって審議番号1番につきましては、許可といたします。審議番号2番の調査報告を〇〇委員お願いします。

〇〇委員 第3条申請、審議番号2番について調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。渡し人は、〇〇〇集落の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇〇〇の〇

〇〇〇 〇〇〇〇で、認定農業者であり農地所有適格法人です。主な経営作物は、茶です。申請地は、持留字谷迫沖〇〇〇〇 畑 1筆 1,047 m²です。現在も〇〇〇〇さんがお茶を植えて、綺麗に管理されていました。申請理由は、譲受人が経営規模拡大のために、譲渡人に農地を要望するものです。次に調査内容についてご報告します。1号、全部効率利用要件です。農作業従事者は、役員1名、従業員6名の計7名です。農作業技術力は、会社設立から10年とあります。機械保有は、トラクタ6台、常用摘採機3台と十分です。通作距離は、会社から1.3km、車で約3分です。4号、農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号、地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますとの事でした。法3条第3項、農地所有適格法人以外の法人の場合ですが、譲受人は農地所有適格法人なので該当しません。以上のことから、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号2番について、何かご質問はありませんか。
 委 員 なし。
 議 長 なしということであります。審議番号2番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。
 委 員 (挙手)
 議 長 挙手多数。よって審議番号2番につきましては、許可といたします。4ページ、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。5ページ、審議番号1番の調査報告を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 第4条申請、審議番号1番について、調査結果を報告いたします。申請人は、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、大崎町仮宿字給分堀〇〇〇〇 畑 1筆 1,323 m²の内265 m²で、場所は現地調査資料の1の1から2をご覧ください。申請目的は一般住宅です。それでは、許可判定に基づいて説明いたします。農地区分は第1種農地の集落接続施設と判断いたしました。続いて一般基準です。生活排水は、下水道です。雨水は側溝放流です。土砂の流出防止対策として、ブロックを3段積むという事です。日照、通風ですが、1.5mの緩衝地を設けるとの事です。隣接地の所有者への説明は、説明済みとの事でした。通路は、道路に面しているため、問題ありません。資力は、資金証明等で確認済みです。信用は、問題ありません。以上のことから特段の問題は無いと判断し、調査員一同許可相当と判断いたしました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号1番について、何かご質問はありませんか。
 委 員 なし。
 議 長 なしということであります。審議番号1番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。
 委 員 (挙手)
 議 長 挙手多数。よって審議番号1番につきましては、許可といたします。6ページ、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。7ページ、審議番号1番の調査報告を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 第5条申請、審議番号1番について、調査結果を報告いたします。譲受人は、〇〇〇〇の〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇さんです。譲渡人は、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん他1名です。申請地は、大崎町井俣字井料〇〇〇〇 田 外8筆

8,034 m²で、場所は現地調査資料の2の1から2をご覧ください。特に2の2をご覧ください。この場所につきましては、過去2回現地調査を行っております。第1回目は、昨年7月の総会で諮っております。内容としましては、農業振興地域整備計画変更認可申請に係る意見についてということで、7月12日に現地調査を行い、この時点での計画は、申請地に養鰻池を21基建設する予定でございました。結果総会で申請は認められております。2回目は、昨年9月の総会で諮っております。現地調査は9月13日に行き、申請地以外の場所に養鰻池を建設するというので、そのための資材置き場や駐車場を申請地に設置する目的の一時転用で、申請者は久徳建設株式会社で、結果総会において許可されております。また農振除外につきましては、令和6年11月14日で除外済みとなっております。今回の5条申請は、通常であれば現地調査を省略するところでありましたが、当初の転用目的が変更になったことに伴い、3回目の現地調査となりました。転用目的は養鰻業用の資材置き場、駐車場となっております。農地区分は、第2種農地の「その他の農地」で、過去2回と同じく問題はないと判断し、調査員一同許可相当と判断いたしました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号1番について、何かご質問はありませんか。
委 員 なし。
議 長 なしということであります。審議番号1番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)
議 長 挙手多数。よって審議番号1番につきましては、許可といたします。8ページ、議案第4号「非農地証明願による申請について」を議題といたします。9ページ、審議番号1番について審議いたします。参考資料といたしまして別紙資料4、非農地申請位置図をご覧ください。何かご質問はありませんか。

委 員 なし。
議 長 なしということであります。審議番号1番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)
議 長 挙手多数。よって審議番号1番につきましては、許可といたします。10ページ、議案第5号「農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について」を議題といたします。11ページ、農用地利用集積等促進計画(案)総括表でございます。事務局の説明をお願いします。

〇〇〇〇 議案第5号「農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について」、11ページ、農地中間管理権の総括表です。始期が令和7年7月1日、期間は5年、10年です。、終期は令和12年6月30日と令和17年6月30日です。中間管理権の設定面積は、田が38,748 m²、畑が115,768 m²、計154,516 m²でございます。12ページから17ページが内訳です。資料5、農用地利用集積等促進計画(案)参考(法人関係)をご覧ください。法人や新規の農業者については情報が少なく、状況が分からないことがあるかと思えます。今回は、法人のみですが簡単に状況を記載しました。審議のご参考にしていただきたいと思います。以上、中間管理権の設定につきまして、ご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 12ページ、連番1番から連番21番までを、一括して審議致します。何かご質問はありませんか。

委員 なし。

議長 なしということであります。連番 1 番から連番 21 番をまでを許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 挙手多数。よって連番 1 番から連番 21 番までは、許可といたします。13 ページ、14 ページ、連番 22 番から連番 38 番、連番 50 番、51 番、52 番、53 番、54 番、55 番を除いて連番 63 番までを、一括して審議致します。何かご質問はありませんか。

委員 なし。

議長 なしということであります。それでは、ただ今の案件につきまして、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 挙手多数。よってただ今の案件は、許可と致します。15 ページ、16 ページ、17 ページ、連番 64 番から連番 107 番までを一括して審議致します。何かご質問はありませんか。

委員 なし。

議長 なしということであります。それでは、連番 64 番から連番 107 番までを、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 挙手多数。よって連番 64 番から連番 107 番までは、許可と致します。13 ページ、にお戻りください。連番 38 番は、〇〇委員の案件でありますので、〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

議長 連番 38 番について、何かご質問はありませんか。

委員 なし。

議長 なしということであります。連番 38 番を許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 挙手多数。よって連番 38 番は、許可と致します。

(〇〇委員着席)

議長 14 ページ、連番 50 番から連番 55 番までは、〇〇委員の案件でありますので、〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

委員 それでは、連番 50 番から連番 55 番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。

委員 なし。

議長 なしということであります。それでは、連番 50 番から連番 55 番までを許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 挙手多数。よって連番 50 番から連番 55 番までは、許可と致します。

(〇〇委員着席)

議長 18 ページ、議案第 6 号「令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）」について」を議題といたします。19 ページから 23 ページまで、事務局の説明をお願いします。

〇〇〇〇

「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について」座らせて説明させていただきます。19 ページ，Ⅰの農業委員会の状況です。令和6年度の目標での数値ですので，後もってご覧ください。Ⅱの最適化活動の実施状況です。下の表の真ん中の欄になります。これまでの集積面積 1728.5ha でした。20 ページ，③実績の表ですが，今年度の新規集積面積 109ha の減となっております。その下，今年度末の集積面積 1619.1ha で，集積率が 42.4% となっております。その下の表ですが，農業委員会の点検結果は，「農業者全体が減少している。小面積・道路に面していない等，効率の悪い農地は借り手がいない。所有者死亡などにより，契約を更新しない案件が増えている。小規模農家の離農・規模縮小に伴い，農作業の受委託が減少している。」としました。やはり，大きな農家や法人の農作業の委託作業の請負が大きく減少していることが要因と考えられます。（2）遊休農地の発生防止・解消，②目標をご覧ください。ア既存遊休農地の解消，解消面積目標は 22ha，これは令和3年度の遊休農地 110ha を基準に目標設定しております。③実績，ア既存遊休農地の解消，今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積 7.2 ha，達成状況 40.0% となっております。21 ページ，④その他をご覧ください。農地の利用意向調査を 12 月に実施しております。下の表の農業委員会の点検結果として，「解消している圃場はあるものの，遊休農地は年々増加している。特に山間部や小面積など耕作条件の悪い農地が，遊休農地になっていく傾向が強い。」としました。続きまして（3）新規参入の促進ですが，実績はありませんでした。下の表の農業委員会の点検結果，「貸付け希望農地の情報を，関係機関で共有し，新規参入希望者に情報を提供できる体制づくりが必要。」としました。2 最適化活動の活動目標，（1）推進委員等が最適化活動を行う日数目標，1 人当たりの活動日数 10 日に対して，後でも説明しますが，月 15 日以上が 3 名，月 10 日以上が 19 名と 10 日以下の方は，いらっしゃいませんでした。続きまして（2）活動強化月間の設定，②実績ですが，目標活動強化月間の設定回数 3 回，6 月は，遊休農地の解消で「農地パトロールを行い，遊休農地解消のための戸別訪問等により，利用意向の把握を行った。」としました。9 月は，農地の集約で「農地集積・集約を行う月間として，総点検活動により耕作者等の意向の把握を行った。」としました。11 月は，新規参入者の促進で「新規参入希望者を訪問。状況・営農計画等の把握を行った。」としました。続きまして（3）新規参入相談会への参加，②実績ですが，新規参入相談会への参加回数 1 回，相談会の内容は，「新規参入希望者を訪問。現在の状況や今後の予定・営農計画等について話を聞いた。（町外から本町で就農予定）」としました。次に推進委員等の点検・評価結果についてですが，「目標に対して期待を大幅に上回る結果が得られた」に該当する活動日数月 15 日以上の方ですが 3 名いらっしゃいました。その下「目標に対して期待を上回る結果が得られた」に該当する活動日数月 10 日以上の方は，19 名いらっしゃいました。次のページ，Ⅲ事務の実施状況，1 総会，部会の開催実績，これは毎月の定例総会ですので月 1 回となります。2 農地法第 3 条に基づく許可事務，1 年間の処理件数が 64 件のうち許可が 64 件でした。3 農地転用に関する事務，1 年間の処理件数が 26 件のうち許可相当が 26 件で，不許可相当はありませんでした。4 違反転用への対応，年度末時点の違反転用面積が 0.3ha で，違反転用解消のために実施した活動内容は，「農業用廃プラ・農業用資材・家庭ゴミ等を放置している状態が続いていた。原因者に対し撤去するよう指導を行い，原因者分は撤去された。」としました。こ

議 委 議	長 員 長	ただいまの説明について、何かご質問はありませんか。 なし。 なしということであります。それでは、議案第6号「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について」を承認してよいと思われる方の挙手をお願いします。
委 議	員 長	（挙手） 挙手多数。よって議案第6号「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について」は承認と致します。（案）を消してください。
議	長	24ページ、議案第7号「農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の指名について」を議題といたします。25ページ、事務局の説明をお願いします。
〇〇〇〇		議案第7号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の指名についてです。25ページです。1番、〇〇〇〇（〇〇），売買を希望です。横瀬字春卸〇〇〇〇 田 961㎡ 他2筆 〇〇委員を指名します。
議	長	〇〇委員よろしく願いいたします。
議	長	最後のページになります。休会中の報告（あっせん関係）でございます。事務局の説明をお願いします。
〇〇〇〇		休会中の報告についてです。2番、ここには書いておりませんが、〇〇〇〇さんが借りるということになりました。今、手続きを進めているところです。3番は、〇〇〇〇さんが検討中で4月30日にあっせん会の予定でありましたが、急遽売手の都合が悪くなり、現在調整中です。空いているのが、1番です。
議	長	1番、〇〇委員あっせん状況の報告をお願いします。
〇〇委員		はい。先月もそうでしたが、現在、〇〇〇〇さんが購入希望ということで、連絡しておりましたが、まだ検討中ということです。
議	長	はい、引き続きよろしく願いいたします。その他、ご意見ご質問はありませんか。
委 議	員 長	（なし） 以上をもちまして、令和7年度第1回大崎町農業委員会の定例総会を終了いたします。

議 長

2 番委員

4 番委員